

—《書評》—

ジョン・M・キャロル著、倉田明子・倉田徹訳 明石書店
『香港の歴史——東洋と西洋の間に立つ人々』

(在香港日本国総領事館専門調査員) 萩原 隆太

I 本書の構成と主な内容

本書はジョン・M・キャロル氏（香港大学文学部歴史科教授）の原著 *A Concise History of Hong Kong⁽¹⁾* を、中国・香港近代史を専門とする倉田明子氏（東京外国语大学総合国際学研究院准教授）、香港政治を専門とする倉田徹氏（立教大学法學部教授）が全訳したものである。

その内容は1800年代初頭から1997年の香港返還に至るまでの香港の歴史を振り返るものであり、香港育ちのアメリカ人というバックグラウンドを有する著者ならではの視点から描かれたものとなっている。

本書の目次は以下の通りである。

はじめに 歴史の中の香港

第1章 植民統治初期の香港

第2章 国家と社会

第3章 植民地主義とナショナリズム

第4章 戦間期

第5章 戦争と革命

第6章 新しい香港

第7章 香港人になる

第8章 一九九七年へのカウントダウン

エピローグ 一九九七年を超えて

以下では、本書の章立てを時代区分毎に大別し、その内容について紹介する。

第1～3章は、主に第一次世界大戦までの香港の歴史について述べている。ここでは、植民地以前の香港の状況に触れつつ、1800年代に発生した第一次、第二次アヘン戦争、太平天国の反乱等を概観し、それらが植民地統治初期の香港のみならず大英帝国にまでもたらした影響について論じて

いる。加えて、植民地下の経済・社会・政治・法(司法)・教育・文化面に関する制度とその実態の考察から、「香港の植民地主義は抑制的で、むしろ人々にチャンスを与えるものであった」(59頁)といった評価を下す。

第4～5章は、戦間期、日本占領期を経て、中華人民共和国成立に至るまでの歴史についてである。ここではまず、中国における革命的ナショナリズムの影響を受けて生じた1920年代の「ストライキとボイコット」の事例分析が行われ、それは「深刻な反植民地運動を引き起こすことにはなかったが、1920年代の香港をほかのどの時代よりも政治的に動搖させることにはなった」(147頁)と指摘する。さらに、第二次世界大戦後の香港の回復を、「3年以上に及ぶ日本の占領期に耐え、香港の回復への協力に備えていた意欲的で理知的な人々がいなければ達成できなかつたはずだ」(211頁)と評しつつ、新中国的誕生がイギリスと香港に対し、一方では「憂慮」を他方では「安心」をもたらしたと指摘する。

第6～7章は、主に1950年代から返還交渉期までの歴史が語られている。そこではまず、朝鮮戦争による中国への禁輸措置が結果的に香港の経済的繁栄をもたらしたとした上で、「イギリスの植民地でもあり、アジアの中継貿易港でもある香港の地位は、国際金融センターとして台頭する基礎となつた」(234頁)と評する。次に、香港における「1967年の衝突（いわゆる六七暴動）」や1970年代に香港総督を務めたマクルホースによる植民地政策の検討を通じて、「1950、60、70年代の社会的・経済的・政治的变化は、はっきりとした香港人というアイデンティティの成長に重大な影響を与えた」(267頁)と指摘する。最後に、返還後の香港統治について定めた「(香港特別行政区)基本法」の起草過程をめぐる中英双方の対立の要因が、「中英共同声明」に内在する規定の表現の曖昧さのために「(中英)両国はしばしば『中英

共同声明』の条文を独自に解釈することができた」(298頁) ことにもある、と指摘している。

第8章は、返還過渡期とも呼ばれる1980年代末期から香港返還に至るまで、そしてエピローグでは返還初期（概ね2005年頃まで）の歴史についてそれぞれ記されている。ここでは、天安門事件やパッテンの改革により生じた中国への主権移行に対する香港社会の不信と懸念を描きつつ、「香港人にとって、返還は自尊心・憂慮・懷古の感情が入り交じる出来事であった」(336頁)と表現する。そして最後に、返還初期に発生した「『基本法』解釈問題」や「国家安全条例論争」等の分析を通して、「一国二制度」構想の下で揺れ動く返還後香港の（高度な）自治を描写しつつ、「（香港）歴史は事実上、新しい政府が香港の中国との再統合をスムーズにしようと試みる上での、重要な現在進行形の課題となっている」(378頁)といった評価を下している。

II 本書の意義と若干の考察

本書の原著の内容の特徴として、まずイギリス領植民地から中華人民共和国特別行政区に変わるまでの香港の「軌跡」が、著者の多角的検証と英中双方の文献の精究に基づき描かれていることが挙げられよう。訳者も指摘している通り、香港史研究においては視角が政治的立場とリンクされる傾向が強まっており、用語一つの選定にさえ困難が付き纏うほどになっている。それは、イギリス、中国、香港の三者三様の立場を尊重しつつ、香港社会における市井の人々の目線にも配慮した上で、香港史を一つの物語として簡潔明瞭に書き上げる、という原著の慎重さにも反映している。

また本書には、「翻訳書」ならではの様々な配慮が見られる。冒頭の凡例（4頁）にも示されているように、語句の説明、重要な人物・用語・事件などについての補足、年表の訳出及びそのアップデート、さらに原著には存在しない歴代香港総

督・行政長官一覧表など、本書を読み進める上で参考的知識に加え、香港の歴史に初めて触れる読者が必要な知識を補えるような工夫が凝らされている。

本書の価値の所在は、「訳者あとがき」にも明確に示されている。そこでは、本書の刊行動機が「日本において香港史を1つの研究領域として確立するためには、質の高い通史の書籍が是非とも必要であった」(382頁)こと、そして「近年の民主化運動の昂揚によって、返還前後以来の大きな注目を集めている香港研究の基礎を整えたい」(同頁)ということにあった、とされている。すなわち、とりわけ訳書として本書が出されることには、良質の香港史の著作を通じて、香港研究の基礎なり基準なりを整備することも期待されているのである。

さらに「訳者あとがき」には、香港の歴史は「（東洋と西洋の）両者に寄り添いつつ、両者と適宜距離をとり、時に両者を手玉にとる、強い『人々』の歴史なのである」(387頁)との一文が見られる。ここには、2019年の逃亡犯条例改正反対デモ、2020年の香港国家安全維持法の制定、さらには2021年の香港の選挙制度改革にも顕著に見られるように、「香港危機」を目のあたりにして、時に「冷静に」時に「熱く」立ち向かう力強い香港の人々の様子を看取ることができよう。

一方で、本書には気になる点もある。まず、原著自体に含まれる認識の誤り、という問題がある。本書の訳出の際に中国語訳本⁽²⁾を参照しつつ幾つか指摘されてはいるが、見落としもある。例えば「全人代常務委員会が『基本法』の最終的解釈権と改正権を持ち」(301頁)とあるが、基本法の改正権限を有するのは「全人代」のみである。また香港における外国籍の多数派として「中国人と外国人の中流・上流家庭の家政婦として働く、フィリピン人とタイ人の女性」(349頁)を挙げているが、香港における外国籍人口の一・二を常に争う「イ

ンドネシア人」が抜け落ちている⁽³⁾。

次に、植民地香港の法制史に関する記述が、質・量ともに少々物足りない、との憾みがある。例えば、「イギリスにとって最初の法的な関心事は、香港の華人はイギリスの法と中国の法のどちらによって統治されるべきか、ということであった」(82頁)と指摘しているのに、香港在住の中国人に対して中国法の適用を認めた「エリオット宣言(義律公告／Elliot's Proclamations)」に関する説明が見られない⁽⁴⁾。また、「1949年末に起きたある事件」(231頁)として所謂「両航事件」に言及するが、その内容は簡単な事実関係の紹介に過ぎず、本件により確立した香港政府による不干渉の立場が、香港における司法の独立や適正手続の保障といった面において「戦後香港における法治強化の転換点」⁽⁵⁾となったことが述べられていない。

加えて、若干であるが訳語の妥当性にも疑義が残る。例えば、第2章の「政治体制」(80頁),「公告」(同頁),「習慣法」(82頁),「刑罰制度」(83頁)は、それぞれ「憲政の枠組み(Constitutional Frameworks)」「開封勅許状(Letters of Patent)」⁽⁶⁾,「慣習法(customary law)」「刑事司法制度(criminal justice system)」とする方が適切であろう。

以上の指摘はいずれも、香港基本法の研究を専門とする評者の関心によるものであり、歴史学や他分野の専門家ならばこれとは異なる本書の魅力を発見するに違いない。とは言え、香港研究に限っても、日本における香港研究の第一人者が本書を選びこれを翻訳したという事実には、香港の物語を振り返り、その礎となるものを再確認することの重要性・緊急性が色濃く浮かび上がる。香港の物語が“書き加えられる”ものから“書き換えられる”ものになってしまう日が来ないことを願うばかりである⁽⁷⁾。

(2020年7月, 440ページ, 4,300円+税)

[注]

- (1)Carroll, John M. *A Concise History of Hong Kong*. Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 2007.
- (2)高馬可著, 林立偉訳『香港簡史——從殖民地至特別行政区』, 中華書局(香港)有限公司, 2013年。
- (3)2016年の統計によれば、香港におけるインドネシア人の人口は、フィリピン人の18万4081人に次いで第2位の15万3299人である(香港特別行政区政府民政事務総署種族関係組ホームページ, https://www.had.gov.hk/rwu/tc_chi/info/info_dem.html, 2021年8月31日閲覧)。
- (4)陳弘毅, 文基賢, 吳海傑「殖民地時代香港の法制与司法」(王賡武主編『香港史新編(増訂版)上冊』三聯書店(香港)有限公司, 2017年, 446~447頁, 蘇亦工「香港殖民地時期二元化法制之確立」(何志輝編『香港法律文化研究』中華書局(香港)有限公司, 2017年, 44~45頁)。
- (5)蔡俊威, 李家翹「政治的法律化——冷戦時期香港的地縁政治处境及其法治的鞏固」(『思与言:人文与社会科学期刊』第55卷第2期, 2017年)200頁。
- (6)小山貞夫編『英米法律語辞典』研究社, 2011年, 642頁。
- (7)本書の最後に例示されている香港歴史博物館の「香港ストーリー」の常設展示は、2020年10月19日を以て一時閉鎖され、現在改修中である。

[付記] 本稿の内容は全て著者自身の観点に基づく見解であり、何ら在香港日本国総領事館の意見を代表するものではない。